

通貨スワップのヘッジ会計処理の日米比較

Hedge Accounting of Currency Swap

—A Comprehensive Study of U.S. and Japanese Accounting Standards—

行 待 三 輪

Yukimachi, Miwa

ABSTRACT

In the financial accounting, there are two views of earnings which support the conceptual foundation. They can be called “Asset and Liability View” and “Revenue and Expense View”, respectively. This paper proves that the accounting theory of the financial instruments is based on the former view.

Furthermore, as an example, this study represents the accounting theory of the currency swap. Especially, it confirms how this theory reflects the accounting practice and indicates that the Japanese accounting standards have theoretical inconsistencies.

1. はじめに

80年代に入り、デリバティブ商品と呼ばれる金融派生商品の取引高が世界的に増大し、日本もその例外ではない。しかし他方において、既存の会計制度が十分対応したものであるとは言い難かった。このことは、1996年6月の住友商事における銅先物取引の失敗、あるいはイギリスのベアリングズ社におけるデリバティブ取引巨額損失事件などからも明らかである。

このような経済背景を鑑み、世界的にデリバティブ取引を含む金融商品についての会計制度確立の動きが起こっている。1998年に会計先進国である米国においてSFAS No.133「デリバティブ商品とヘッジ活動に関する会計」(Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities)が、1999年に

日本において「金融商品に係る会計処理の設定に関する意見書」がそれぞれ公表された⁽¹⁾。

会計制度策定に当たり、しばしば問題とされるのは概念理論の整合性である。そして、このような概念のベースとして取り上げられるのは、「資産・負債アプローチ」と「収益・費用アプローチ」と呼ばれる2つの利益観である。

日本は元来「収益・費用アプローチ」の観点に立脚して会計基準を策定してきた。そのため、アメリカの会計基準は厳密な「資産・負債アプローチ」への転換が行われたのに対し、日本の会計基準は「資産・負債アプローチ」の観点へ移行しつつあるものの未だ、「収益・費用アプローチ」の観点を色濃く残しており、論理的一貫性を欠く部分が少なからず見られる。

そこで本稿は、デリバティブ取引の中でも通貨スワップのヘッジ会計の具体的設例に基づいて、上述した2つの利益観が各会計基準にどのように反映されているのかについて検討することとする。

2. 2つの利益観

(1) 「資産・負債アプローチ」と「収益・費用アプローチ」

「資産・負債アプローチ」と「収益・費用アプローチ」は、1976年にFASBにおいて公表された討議資料「財務会計および財務報告のための概念フレームワークに関する諸問題の検討—財務諸表の構成要素およびそれらの測定」(An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement)で提唱された利益観である。

「資産・負債アプローチ」とは、資産・負債の増減額に基づいて利益を測定するアプローチである。このアプローチの下では、SFAC No.6「財務諸表の構成

(1) 企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」1999年1月22日(以下「意見書」)。また日本公認会計士協会からも「金融商品に係る実務指針(中間報告)」が1999年11月に公表されている。

要素」(Elements of Financial Statements)にある資産・負債の定義の厳密化が最重要視され、資産は企業の経済的資源の財務的表現として、負債は将来他の実体に資源を引き渡す義務の財務的表現としてそれぞれ規定される (FASB [1976], para.34⁽²⁾)。

そして「資産・負債アプローチ」では、収益の認識を資産増加ないし負債減少の認識と、費用の認識を資産減少ないし負債増加の認識とそれぞれ同様であるとす。そのため、資産・負債の変動に関連づけられた場合にのみ、利益の測定はなされる (FASB [1976], para.35)。つまり、利益は1期間における営利企業の正味資源増分であり、資産・負債の増減に基づいて定義される。同様に、所有者持分または資産といった財務諸表の構成要素は、全て資産・負債測定値相互間の差額、あるいは各測定値の変動額として測定されとされている (FASB [1976], para.34)。

次に「収益・費用アプローチ」とは、1期間における収益と費用の差額利益を測定するアプローチである。そのため、このアプローチの下では収益・費用の定義の厳密化が要求される。このアプローチは、企業の収益稼得能力の測定を目的としており、収益獲得活動からのアウト・プットを収益、当該活動へのイン・プットを費用と考える。そのため収益・費用は、関連する現金の収入・支出が生じた期間ではなく、アウト・プットとイン・プットが生じた期間に認識される (FASB [1976], para.38)。

このアプローチの下では、収益と費用の対応関係が最重要視される。よって資産・負債の測定は副次的なものとなり、企業の経済的資源または他の実体に資源を引き渡す義務を表さない項目が、資産・負債として貸借対照表に記載されることがある (FASB [1976], para.42)。そのため貸借対照表は、期間から期間への単なる連結環としての役割しか持たない。

(2) 以降のFASBの邦訳については、津守 [1997] を参考とした。

(2)「資産・負債アプローチ」とデリバティブの会計基準

SFAS No.133 において、デリバティブの会計基準はその権利と義務にかかる公正価値 (fair value) の変動額のみを資産、または負債として認識すべきものとされ、この点は日本も同様である (FASB [1998], para.3. 「意見書」, 第3)。この会計基準は「資産・負債アプローチ」に立脚するものである。

「資産・負債アプローチ」における認識プロセスは企業の財務諸表に、ある項目を資産、負債、収益、費用またはこれに類するものとして正式に記録するかまたは記載するプロセスである。そして、この認識プロセスにおける基本的な認識規準として「定義」、「測定可能性」、「目的適合性」、「信頼性」の4つがあげられる。

さらにデリバティブを資産として認識し、オンバランスとして取り扱う可能性は「定義」の中に存在するものとする。デリバティブは公正価値によって測定可能であり、リスク管理の目的も十分に存在することから、「測定可能性」ならびに「目的適合性」の認識規準は満たしている。またデリバティブは市場により売買されることから、その取引情報の「信頼性」が保証される。以上のことから、デリバティブ取引をオンバランス化するための鍵は「定義」に存在する (庄司 [2000], 67 頁)。

金融資産としてのデリバティブの資産性を検証した場合、「将来の経済的便益」および「特定実体による支配」の要件は満たすが、「過去における取引の発生」の条件は満たされていない。そのために FASB は従来の「過去における取引の発生」を「過去における契約の発生」と変更することでデリバティブを認識することとした (庄司 [2000], 68 頁)。つまり、「資産・負債アプローチ」では契約アプローチを採用することでデリバティブを資産として貸借対照表に計上することが可能となる。⁽³⁾

ただし、デリバティブを資産・負債として認識するとしても契約締結時に契

(3) 庄司 [2000, 66 頁] は、「資産・負債アプローチ」における最も基礎的な鍵概念を資産定義とする。そしてその理由は、負債が資産の逆定義になっているからとする。

約金額がそのまま認識されるわけではない。SFAS No.133 では「会計主体は契約の下での権利または義務により資産または負債のどちらかとして、貸借対照表で全てのデリバティブを認識する」(FASB [1998], para.17) と規定している。

これはつまり、デリバティブに含まれる権利と義務を一体的にとらえ、デリバティブが当該企業により有利な状態、すなわちデリバティブがもたらす正味キャッシュ・フローがプラスであれば資産を認識し、不利な状態、すなわち正味キャッシュ・フローがマイナスであれば負債を認識することを意味する。言い換えれば、デリバティブにおける公正価値の差額のみを資産または負債として認識するということである。

また、デリバティブの測定属性を公正価値とすることと「資産・負債アプローチ」との関係を明らかにする必要もある。FASB 討議資料では、利益観と利益測定モデルの関連について、特定の測定基準が各アプローチに対し結びつくことはないとしている。

ただし、FASB は資産・負債アプローチを想定した際に期待キャッシュ・フローの現在価値をその測定属性として考慮していたと考えられる。利益測定モデルを考える場合、個別取引の有する時点性に着目する方法と、時点性を無視する方法の2つのモデルが考えられる。前者は、個別取引の利益を特定時点（決算時点）における属性測定値に修正する方法であり、この場合測定属性としては、特定時点の時価が採用される。一方後者は、個別取引は取引時点の属性測定値に規定されており、それを異なる観点より解釈し直す。つまりこれは、現金収支額として解釈するのである。この場合、測定属性としては取引時点の取得原価が採用される。

1つ目のモデルの場合、取引は資産・負債の属性測定値変動に基づき連続的に、つまりキャッシュ・フロー変動に基づいて把握されるので、「実現」・「未実現」項目の区別は必要ではなく、「対応」も不必要である。一方2つ目のモデルでは、資金の投下過程から回収過程への変換点の認識が必要なため、収益および費用の認識と対応が必要となる。

そして、1つ目の利益モデルは「資産・負債アプローチ」の論理展開に合致していること、そして「資産・負債アプローチ」における資産・負債定義が将来キャッシュ・フローであることから、期待キャッシュ・フローの現在価値がその測定属性として最も適合性を有することとなる⁽⁴⁾。

このように考えると、デリバティブの権利と義務を資産・負債として認識し、公正価値で評価する現行の金融商品にかかる会計基準の背後には、「資産・負債アプローチ」の利益観が存在していることが明らかとなる。

3. 通貨スワップのヘッジ会計における日米比較

前節では、「資産・負債アプローチ」と「収益・費用アプローチ」についての検討を行った。次に、この2つの利益観がデリバティブ取引を含む金融商品の会計処理についてどのように反映されるのかを、通貨スワップのヘッジ会計を例にあげることで考察していくこととする。

(1) 通貨スワップ

通貨スワップとは、前もって決められた取り決めに従って、将来のキャッシュ・フローを異なる金利で交換する2人の当事者間での取引と定義づけることができる。同様の商品として金利スワップがあるが、金利スワップの場合同一通貨で同一金額であるのに対し、通貨スワップでは異なる通貨元本に基づいて金利の受払額が決まること、また満期に元本の受取、支払が行われるのが大きな違いである⁽⁵⁾。

通貨スワップを用いる主な目的としては、外貨建利付債権・債務のリスクヘッジが考えられる。具体的な例として、日本企業が固定金利での外貨資金借入を計画したとする。この時、将来金利の下落および円安が予想されるならば、将来支払利息額や返済元本額、金利変動による借入金公正価値増加の恐れがあるた

(4) 詳細は高須 [1997] を参照。

(5) ただし、元本取引を行わない場合もある。

め、同額の変動金利支払、固定金利受取の通貨スワップを締結することで、実質上変動金利に借り換えた方がコスト的には望ましい。

また、通貨スワップの決済時点を借入金と同時期に設定すれば、為替や金利変動による借入金公正価値変動も通貨スワップの公正価値変動により相殺することができる。

(2) 日本と米国における会計処理の比較検討

ところで通貨スワップを用いた外貨建利付債権・債務のリスクヘッジを行う場合、厳密にいうと「ヘッジ活動」と「ヘッジ会計」は異なるものである。まず「ヘッジ活動」とは、リスクをヘッジするために通貨スワップを用いることを意味している。しかしヘッジ活動を行うとしても、通貨スワップとそのヘッジ対象となる外貨建利付債権・債務の損益との間において認識時点や測定指標にずれが存在する場合、例えばヘッジ活動を行ったとしても本来の会計基準を遵守する限り、ヘッジの効果を明確に財務諸表上に表すことはできない。

このような問題点を克服するために行われるのが「ヘッジ会計」である。つまりヘッジ会計とは、ヘッジ活動における通貨スワップとその対象となる外貨建利付債権・債務のヘッジの対応関係を本来の会計基準を曲げてまでも重視する会計上の技法である。

ここで1つの設例を取り上げて、米国および日本の会計処理を比較検討することとする。

[設例]

日本のA企業は×0年4月1日に10万ドルの借入を年利6.5%の固定金利で行った。返済日は×4年3月31日である（利払いは年1回3月31日）。同日、A企業は今後の為替と金利の動向を考慮して、変動金利（TIBOR）を支払い、6.5%（6,500ドル）の固定金利を受け取る通貨スワップを締結した（決済日および金利の受け払いは借入と同様）。通貨スワップについては、満期時に10万ドルと1,200万円の元本交換が行われる。直

物為替レートは、×0年4月1日時点が1ドル120円、×1年3月31日時点で1ドル123円であった。

通貨スワップのような相対取引のデリバティブ商品については客観的な市場価格が存在しない。そこで、期待将来キャッシュ・フローを見積計算する必要性が生じる。しかしながら、金利の期間構造を反映した割引現在価値を用いる場合は将来キャッシュ・フローが発生する時点ごとに適切な割引率を求めなければならない。

FASB では、デリバティブ取引の公正価値評価を行うに当たり、ファイナンス理論におけるパー・レート、スポット・レート、そしてフォワード・レートの3つの金利概念を用いている。⁽⁶⁾

通常、実際の金融市場から入手できるレートはパー・レートと呼ばれるものであり、価格が額面金額に等しい固定利付債券の最終利回りのことである。つまり、当初の投入額と将来のキャッシュ・フローが等しくなるようなレートのことであり、概念的には内部収益率と同義である。今回の設例では、日本の場合TIBOR、米国の場合USLIBOR（いずれも変動金利）がそれにあたる。

しかしながら、パー・レートは、取引途中の受払い利息額や元本のような授受時期の異なるキャッシュ・フローを同一利率で割り引くこととなる。言い換えるとこれは、将来の金利水準は不変であるとの非現実的な仮定をおくことを意味する。これは、対象期間が短い場合はともかく、長期契約においては非常に不合理な結果を招くこととなる。

スポット・レートとは、その取引途中に受払いがなく、満期日に一度だけキャッシュ・フローのやりとりが行われるとした場合のパー・レートのことである。これは、取引期間中には利払いがなく、満期時に額面償還されるゼロ・クーポン債（割引債）の最終利回りと同じことから、ゼロ・クーポン・レートとも呼ばれる。

デリバティブ取引のキャッシュ・フローを個別に分解すると、その個々のキャッ

(6) 詳細については、行待 [2000]、95—101 頁を参照。

シュ・フローはゼロ・クーポン債と同じ形態になる。通貨スワップであれば、利息額と元本の各々をゼロ・クーポン債とする集合体とみなすことができる。

そこで、個別に分解したキャッシュ・フローを期間に応じたスポット・レート（つまり1年後の利息分は1年もののスポット・レート、2年後の利息分は2年もののスポット・レート）で割引き、その結果得られた個々の割引現在価値を合計すれば、期間に応じた割引率による現在価値、つまり公正価値となる。

フォワード・レートとは、取引約定時点と実際の投資時点が異なる投資の収益率のことである。この金利は常に市場で明示されているわけではないが、現時点のパー・レートやスポット・レートから導きだすことができる。

本設例ではパー・レートからスポット・レートを、そしてスポット・レートからフォワード・レートを求めることとした⁽⁷⁾。

表1 ×0年4月1日時点における通貨スワップの現在価値計算額

受取将来キャッシュ・フローを割引現在計算する際の金利体系				
	パーレート (USLIBOR)		スポット・レート	
1年	5.000%		5.000%	
2年	5.500%		5.513%	
3年	6.000%		6.041%	
4年	6.500%		6.588%	

受取将来キャッシュ・フロー				
	×1年3月31日	×2年3月31日	×3年3月31日	×4年3月31日
A.受取金額	6,500ドル	6,500ドル	6,500ドル	106,500ドル

1年目のスポット・レート ($= {}_0R_{f1}$)

$$100 = 105.0 / (1 + {}_0R_{f1}) \quad \text{1年目はパー・レートと同値である。}$$

2年目のスポット・レート ($= {}_0R_{f2}$)

$$100 = 5.5 / (1 + {}_0R_{f1}) + 105.5 / (1 + {}_0R_{f2})^2$$

3年目のスポット・レート ($= {}_0R_{f3}$)

$$100 = 6.0 / (1 + {}_0R_{f1}) + 6.0 / (1 + {}_0R_{f2})^2 + 106.0 / (1 + {}_0R_{f3})^3$$

(7) 本設例について、信用リスクの問題は捨象している。

4年目のスポット・レート ($= {}_0R_{f4}$)

$$100 = 6.5/(1+{}_0R_{f1}) + 6.5/(1+{}_0R_{f2})^2 + 6.5/(1+{}_0R_{f3})^3 + 106.5/(1+{}_0R_{f4})^4$$

$$6,500 \text{ドル}/(1+0.05) + 6,500 \text{ドル}/(1+0.05513)^2 + 6,500 \text{ドル}/(1+0.06041)^3 \\ + 106,500 \text{ドル}/(1+0.06588)^4 = 100,000 \text{ドル}$$

$$100,000 \text{ドル} \times 120 \text{円} = 12,000,000 \text{円}$$

支払将来キャッシュ・フローを割引現在価値計算する際の金利体系			
	パー・レート (TIBOR)	スポット・レート	フォワード・レート
1年	2.000%	2.000%	2.000%
2年	2.500%	2.506%	3.014%
3年	3.000%	3.020%	4.055%
4年	3.500%	3.545%	5.132%

支払将来キャッシュ・フロー				
	×1年3月31日	×2年3月31日	×3年3月31日	×4年3月31日
A. 想定元本	12,000,000円	12,000,000円	12,000,000円	12,000,000円
B. 支払将来 キャッシュ・ フロー ⁽⁸⁾	240,000円	361,680円	486,600円	615,840円

1年目のスポット・レート ($= {}_0R_{d1}$)

$$100 = 102.0/(1+{}_0R_{d1}) \quad 1 \text{年目はパー・レートと同値である。}$$

2年目のスポット・レート ($= {}_0R_{d2}$)

$$100 = 2.5/(1+{}_0R_{d1}) + 102.5/(1+{}_0R_{d2})^2$$

3年目のスポット・レート ($= {}_0R_{d3}$)

$$100 = 3.0/(1+{}_0R_{d1}) + 3.0/(1+{}_0R_{d2})^2 + 103.0/(1+{}_0R_{d3})^3$$

4年目のスポット・レート ($= {}_0R_{d4}$)

$$100 = 3.5/(1+{}_0R_{d1}) + 3.5/(1+{}_0R_{d2})^2 + 3.5/(1+{}_0R_{d3})^3 + 103.5/(1+{}_0R_{d4})^4$$

(8) 通貨スワップの支払利息は変動利息なので、支払将来キャッシュ・フローの計算はフォワード・レートを用いている。

1年目のフォワード・レート ($= {}_0R_{d1}$)

$(1+{}_0R_{d1}) = (1+0.02)$ 1年目はスポット・レートと同値である。つまり、1年目は3つの金利は全て同値となる。

2年目のフォワード・レート ($= {}_1R_{d2}$)

$(1+0.02)(1+{}_1R_{d2}) = (1+0.02506)^2$

3年目のフォワード・レート ($= {}_2R_{d3}$)

$(1+0.02506)(1+{}_2R_{d3}) = (1+0.03020)^3$

4年目のフォワード・レート ($= {}_3R_{d4}$)

$(1+0.03020)(1+{}_3R_{d4}) = (1+0.03545)^4$

$240,000円/(1+0.02) + 361,680円/(1+0.02506)^2 + 486,000円/(1+0.03020)^3$
 $+ 12,615,840円/(1+0.03545)^4 = 12,000,000円$

×0年4月1日の会計処理は日本および米国ともに共通である。

(借) 現金 12,000,000 (貸) 借入金 12,000,000

通貨スワップの契約が締結される前提は、予測される将来の受取キャッシュ・フローと支払キャッシュ・フローが同額であることである。上述の通り契約締結時点の予測キャッシュ・フローは両者とも同額となる。通貨スワップを含む金融商品の場合、公正価値の変動額のみが資産・負債として計上されるがこの時点では公正価値の変動額はゼロであるために、資産や負債が認識されることはない。ただし備忘記録を行うとすれば次の通りとなる。

(借) 通貨スワップ未収金 12,000,000

(貸) 通貨スワップ未払金 12,000,000

この仕訳の借方は、将来ドル建ての利息および元本を受け取る権利を示しており、貸方は日本円の利息および元本を支払う義務を表している。ただしこの価値は金利や為替レートの変動により変化するために、その差額を資産・負債として認識するのである。

表2 ×1年3月31日時点の現在価値計算額

受取将来キャッシュ・フローを割引現在価値計算する際の金利体系		
	パー・レート(USLIBOR)	スポット・レート
1年	4.400%	4.400%
2年	4.900%	4.912%
3年	5.200%	5.232%

受取将来キャッシュ・フロー			
	×2年3月31日	×3年3月31日	×4年3月31日
受取金額	6,500ドル	6,500ドル	106,500ドル

1年目のスポット・レート ($= {}_0R_{d1}$)

$$100 = 104.0 / (1 + {}_0R_{d1}) \quad 1 \text{年目はパー・レートと同値である。}$$

2年目のスポット・レート ($= {}_0R_{d2}$)

$$100 = 4.9 / (1 + {}_0R_{d1}) + 104.9 / (1 + {}_0R_{d2})^2$$

3年目のスポット・レート ($= {}_0R_{d3}$)

$$100 = 5.2 / (1 + {}_0R_{d1}) + 5.2 / (1 + {}_0R_{d2})^2 + 105.2 / (1 + {}_0R_{d3})^3$$

$$6,500 \text{ドル} / (1 + 0.044) + 6,500 \text{ドル} / (1 + 0.04912)^2$$

$$+ 106,500 \text{ドル} / (1 + 0.05232)^3 = 103,522.7 \text{ドル}$$

$$103,522.7 \text{ドル} \times 123 \text{円} = 12,733,297 \text{円}$$

支払将来キャッシュ・フローを割引現在価値計算する際の金利体系			
	パー・レート (TIBOR)	スポット・レート	フォワード・レート
1年	2.000%	2.000%	2.000%
2年	2.400%	2.454%	2.911%
3年	2.900%	2.917%	3.849%

支払将来キャッシュ・フロー			
	×2年3月31日	×3年3月31日	×4年3月31日
A. 想定元本	12,000,000円	12,000,000円	12,000,000円
B. 支払予測キャッシュ・フロー	240,000円	349,320円	461,880円

1年目のスポット・レート ($= {}_0R_{d1}$)

$$100 = 102.0 / (1 + {}_0R_{d1}) \quad 1 \text{年目はパー・レートと同値である。}$$

2年目のスポット・レート ($= {}_0R_{d2}$)

$$100 = 2.4 / (1 + {}_0R_{d1}) + 102.4 / (1 + {}_0R_{d2})^2$$

3年目のスポット・レート ($= {}_0R_{d3}$)

$$100 = 2.9 / (1 + {}_0R_{d1}) + 2.9 / (1 + {}_0R_{d2})^2 + 102.9 / (1 + {}_0R_{d3})^3$$

1年目のフォワード・レート ($= {}_0R_{d1}$)

$$(1 + {}_0R_{d1}) = (1 + 0.02) \quad 1 \text{年目は3つの金利全てが同値となる。}$$

2年目のフォワード・レート ($= {}_1R_{d2}$)

$$(1 + 0.02)(1 + {}_1R_{d2}) = (1 + 0.02454)^2$$

3年目のフォワード・レート ($= {}_2R_{d3}$)

$$(1 + 0.02506)(1 + {}_2R_{d3}) = (1 + 0.02917)^3$$

$$240,000 \text{円} / (1 + 0.02) + 349,320 \text{円} / (1 + 0.02454)^2$$

$$+ 12,461,880 \text{円} / (1 + 0.02917)^3 = 12,000,000 \text{円}$$

×1年3月31日において、為替レートおよび金利が変化した。固定金利であるドル支払額は、この2つの変動により公正価値の変動が生じている。ただし、上述の式の通り、変動金利の場合現在価値は契約締結時点と同額になる。よって、通貨スワップにより 12,733,297 円－12,000,000 円＝733,297 円の評価益が生じている。

また、通貨スワップの場合は年に一度利息の受払が行われるため、それらの仕訳も必要となる。金利支払額は 6,500 ドル×123 円＝799,500 円であり、金利受取額は 1,200 万円×2.0%＝240,000 円となる。利息に関しては、純額決済は行われず実際に受払が行われるのが普通であるため、受払そのものの仕訳が必要となる。

×1年3月31日の会計処理は表3のように日本と米国では異なる。

表3 ×1年3月31日の会計処理

米国 (SFAS No.133)		日本	
(借) 支払利息	799,500	(借) 支払利息	799,500
(貸) 現金	799,500	(貸) 現金	799,500
(借) 現金	799,500	(借) 現金	799,500
(貸) 受取利息	799,500	(貸) 受取利息	799,500
(借) 支払利息	240,000	(借) 支払利息	240,000
(貸) 現金	240,000	(貸) 現金	240,000
(借) 通貨スワップ未収金	733,297	(借) 通貨スワップ未収金	733,297
(貸) 通貨スワップ評価益	733,297	(貸) 繰延ヘッジ利得 (負債)	433,297
(借) 負債評価損	1,254,919	為替差益	300,000
(貸) 借入金	1,254,919	(借) 為替差損	300,000
		(貸) 借入金	300,000

両国の相違点としてあげられるのは、米国が通貨スワップの公正価値変動額を損益計算書に計上しているのに対し、日本は負債として繰り延べている点である。米国のようにヘッジ会計におけるヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値変動額をその期の稼得損益として損益計算書に計上する方法を時価ヘッジ会計、日本のように金融商品にかかる損益を資産・負債として繰り延べる方法を繰延ヘッジ会計とよぶ。

日本と米国の会計処理の背景には「資産・負債アプローチ」と「収益・費用アプローチ」の違いがあげられる。米国の場合、金融商品の会計基準に関しては厳密な「資産・負債アプローチ」がとられている。よって、SFAS No.6における資産・負債の定義を満たさない項目を資産・負債として計上することは認められない。本設例における通貨スワップの公正価値変動にかかる評価益は、将来的に企業に経済的犠牲を生じるものではないため、負債の定義は満たさない。よって、負債計上は容認されないのである。

一方、日本の利益計算は従来「収益・費用アプローチ」であった。「収益・費用アプローチ」の場合、損益計算書の収益と費用概念が重視される一方で、貸借対照表はその連結環としての役割を持つにすぎない。このために企業の経済的

便益および犠牲でない項目も、資産・負債計上が容認されるのである。本設例の通貨スワップの評価益はそのために負債計上が認められている。

次の違いとしては、米国ではヘッジ会計の場合金融負債の公正価値評価が行われるのに対し、日本では時価評価が行われない点である。

米国では現在借入金を含む金融負債の測定評価は定まっていないが、実務上は利息法で計算されている。しかしながら、デリバティブのヘッジ会計における設例では負債は測定時点の市場金利を持って現在価値で割り引かれ、公正価値変動額が損益計上されている。

つまり、ヘッジ会計を適用した場合金融負債は公正価値評価をされることになる。よって、×1年3月31日時点の負債の公正価値は返済完了時が3年後であることより、3年もののパー・レート（TIBOR）を用いて次のように算定される⁽⁹⁾。

$$6,500 \text{ドル} / (1 + 0.029) + 6,500 \text{ドル} / (1 + 0.029)^2 + 106,500 \text{ドル} / (1 + 0.029)^3 = 110,202.6 \text{ドル}$$

よって当初の100,000ドルより10,202.6ドルの公正価値増加が発生している。よってこの金額は、直物レートで換算した10,202.6ドル×123円＝1,254,919円の評価損として損益計算書に計上される。

一方、日本の場合負債は市場性がないため債務額で評価され、時価での測定評価は行われない（「意見書」第三，四，五）。ただし、借入金の為替変動分は為替差損として計上される。

もう1つの違いとしては、日本では通貨スワップの場合、時価評価されるがそのうち為替変動部分はヘッジ会計におけるヘッジ手段から除外される。なぜならば、日本は認識済外貨建資産・負債についての為替変動リスクについてはその期の稼得損益として損益計算書に計上されるため、ヘッジ会計の対象外とされているからである（「実務指針」，168項。ただし、振当処理も認められている）。よって金利変動部分による価値増加分のみがヘッジ手段として取り扱われるの

(9) ここでも信用リスクの問題は捨象している。

が米国と大きく異なる点である。

日本では、借入金の時価評価を行わない上にその為替変動部分をヘッジ会計におけるヘッジ対象として認めていないため、通貨スワップを用いてヘッジ会計を行うことは結果として何の意味も持たない。ただし、借入金と通貨スワップの為替変動分は自動的に同額が損益計算書に計上される形となり、ヘッジの効果が現れることとなる。

米国の場合、通貨スワップの評価益により借入金の公正価値変動の損失がヘッジされる形となっている。これはいわば、金利変動による通貨スワップおよび借入金の公正価値がともに変動したことを示すのであり、この部分についてもヘッジの効果が生じたことを意味する。

4. むすび

本稿では、会計の概念的根底を支える2つの利益観「資産・負債アプローチ」と「収益・費用アプローチ」の検討を行い、そこからデリバティブ取引を含む金融商品の会計処理は「資産・負債アプローチ」に立脚していることを明らかとした。そしてさらに、通貨スワップを例にとり、「資産・負債アプローチ」の理論がどのような形で会計処理に反映されるかを検討した後、日本の会計処理における理論的一貫性の欠如について指摘した。

伝統的会計理論は、産業経済を中心とした実物財対象の会計であった。つまり生産活動を行う製造業中心の経済社会を背景として生成・発展してきたのである。そしてそのような経済社会における取引を表現する上で、「収益・費用アプローチ」は非常に整合的であった。

しかし、デリバティブ取引のような金融取引が増大し、産業経済から金融経済への移行が進むにつれ、「収益・費用アプローチ」に基づいた会計処理は現実の経済活動からは乖離しつつある。2000年12月に、IASCを含む会計基準設定主体のJoint Working Groupが公開草案「金融商品及び類似項目」(Financial Instruments and Similar Items)を公表した。全ての金融商品に対する公正価値

会計導入とヘッジ会計の禁止を提唱し論議をよんでいるが、この公開草案においても「資産・負債アプローチ」は踏襲されている。

このような流れを受けて、今後日本で会計基準を設定する際早急に対処すべきは基礎的概念の確立であるということができよう。

参考文献

- FASB, Discussion Memorandum: *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements of Financial Statements and Their Measurement*, December 2, 1976. (津守常弘監訳, 『FASB 財務会計のフレームワーク』, 中央経済社, 1997年。)
- _____, *Statement of Financial Accounting Concepts No.6: Elements of Financial Statements (a replacement of FASB concepts Statement No.3- incorporating an amendment of FASB concepts Statement No.2)*, FASB, 1985. (平松一夫・広瀬義州訳, 『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』, 中央経済社, 2002年。)
- _____, *Statement of Financial Accounting Standards No.133: Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, FASB, June, 1998.
- Joint Working Group of Standard-Setters, *Draft Standard: Financial Instruments and Similar Items*, JWG, December 2000. (日本公認会計士協会, 「金融商品及び類似項目」, 2001年。)
- 藤井秀樹, 『現代企業会計論』, 森山書店, 1997年。
- 企業会計審議会, 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」, 1999年1月22日。
- 日本公認会計士協会, 「金融商品に係る実務指針(中間報告)」, 2000年1月31日。
- 庄司樹古, 「デリバティブの認識プロセスに関する一考察」, 『会計』, 第137巻3号(2000年9月), 61—71頁。
- 高須教夫, 「アメリカ会計の動向—FASB フレームワークにおける利益観をめぐる展開—」
黒田全紀編著, 『会計の国際的動向』, 同文館, 1997年, 39—52頁。
- 津守常弘, 「FASB 「概念的枠組」の形成と測定属性の問題」, 『会計』, 第137巻, 第6号(1990年6月), 22-43頁。
- 吉田康英, 『金融商品の時価会計論—会計とファイナンスの融合—』, 税務経理協会, 1999年。
- 行待三輪, 「為替関連デリバティブを利用したヘッジ活動の会計に関する研究」 神戸大学経営学研究科課程博士論文, 2001年。